

## 太子町地域防災計画（風水害等対策計画） 新旧対照表

頁	第1回防災会議時点	修正案	備考																																																																																						
4~6	<p>第1編 総則</p> <p>第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第3 兵庫県</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害予防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災害復旧</th> <th>災害復興</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警察本部 たつの警察署</td> <td></td> <td>1.情報の収集 2.救出救助、避難誘導等 3.交通規制の実施、緊急交通路の確保等</td> <td>治安維持対策の推進</td> <td>仮設住宅等における民心の安定</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害予防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災害復旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西播磨県民局総務企画室</td> <td></td> <td>1. 県災害対策本部の指示伝達に関すること 2. 災害情報、災害応急対策実施状況の収集</td> <td></td> </tr> <tr> <td>龍野土木事務所</td> <td>1. 公共土木施設(所管)の整備と防災管理 2. 水防力の整備強化</td> <td>1. 公共土木施設(所管)の応急対策 2. 水防警報の発表、洪水予報、水防警報の伝達並びに水防応急対策</td> <td>被災公共土木施設(所管)の復旧</td> </tr> <tr> <td>龍野健康福祉事務所</td> <td></td> <td>1. 医療救護 2. 防疫、給水等応急保健衛生対策 3. 被災地の廃棄物処理対策 4. 民生関係施設の応急対策</td> <td>1. 保健衛生関係施設の復旧 2. 廃棄物処理施設の復旧 3. 民生関係施設の復旧</td> </tr> <tr> <td>光都農林水産振興事務所治山課</td> <td>1. 農林水産関係施設の整備と防災管理 2. 水防力の整備強化 3. 災害予防対策についての推進指導</td> <td>1. 応急救助用食糧の調達あっせん 2. 災害対策用木材の調達あっせん 3. 農林水産関係施設の応急対策</td> <td>1. 農林水産関係施設の復旧 2. 被災農林漁業者に対する災害融資</td> </tr> <tr> <td>光都農林水産振興事務所光都土地改良センター</td> <td>公共土木施設(所管)の整備と防災管理</td> <td>公共土木施設(所管)の応急対策</td> <td>被災公共土木施設(所管)の復旧</td> </tr> <tr> <td>光都農林水産振興事務所龍野農業改良普及センター</td> <td>災害予防対策についての推進指導</td> <td>災害時における病虫害の駆除、家畜の管理衛生及び飼料の確保等の応急対策</td> <td>被災農林漁業者に対する災害融資</td> </tr> <tr> <td>龍野県税事務所</td> <td></td> <td>県税の減免</td> <td></td> </tr> <tr> <td>西播磨教育事務所</td> <td></td> <td>1. 教育施設(所管)の応急対策 2. 被災児童生徒の応急教育対策</td> <td>被災教育施設(所管)の復旧</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興	警察本部 たつの警察署		1.情報の収集 2.救出救助、避難誘導等 3.交通規制の実施、緊急交通路の確保等	治安維持対策の推進	仮設住宅等における民心の安定	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	西播磨県民局総務企画室		1. 県災害対策本部の指示伝達に関すること 2. 災害情報、災害応急対策実施状況の収集		龍野土木事務所	1. 公共土木施設(所管)の整備と防災管理 2. 水防力の整備強化	1. 公共土木施設(所管)の応急対策 2. 水防警報の発表、洪水予報、水防警報の伝達並びに水防応急対策	被災公共土木施設(所管)の復旧	龍野健康福祉事務所		1. 医療救護 2. 防疫、給水等応急保健衛生対策 3. 被災地の廃棄物処理対策 4. 民生関係施設の応急対策	1. 保健衛生関係施設の復旧 2. 廃棄物処理施設の復旧 3. 民生関係施設の復旧	光都農林水産振興事務所治山課	1. 農林水産関係施設の整備と防災管理 2. 水防力の整備強化 3. 災害予防対策についての推進指導	1. 応急救助用食糧の調達あっせん 2. 災害対策用木材の調達あっせん 3. 農林水産関係施設の応急対策	1. 農林水産関係施設の復旧 2. 被災農林漁業者に対する災害融資	光都農林水産振興事務所光都土地改良センター	公共土木施設(所管)の整備と防災管理	公共土木施設(所管)の応急対策	被災公共土木施設(所管)の復旧	光都農林水産振興事務所龍野農業改良普及センター	災害予防対策についての推進指導	災害時における病虫害の駆除、家畜の管理衛生及び飼料の確保等の応急対策	被災農林漁業者に対する災害融資	龍野県税事務所		県税の減免		西播磨教育事務所		1. 教育施設(所管)の応急対策 2. 被災児童生徒の応急教育対策	被災教育施設(所管)の復旧	<p>第1編 総則</p> <p>第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第3 兵庫県</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害予防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災害復旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>たつの警察署</td> <td></td> <td>1.情報の収集 2.救出救助、避難誘導等 3.交通規制の実施、緊急交通路の確保等</td> <td>治安維持対策の推進</td> </tr> <tr> <td>西播磨県民局総務企画室</td> <td></td> <td>1. 県災害対策本部の指示伝達に関すること 2. 災害情報、災害応急対策実施状況の収集 3. 災害救助法等による救助活動</td> <td></td> </tr> <tr> <td>龍野土木事務所</td> <td>1. 公共土木施設(所管)の整備と防災管理 2. 水防力の整備強化</td> <td>1. 公共土木施設(所管)の応急対策 2. 水防警報の発表、洪水予報、水防警報の伝達並びに水防応急対策</td> <td>被災公共土木施設(所管)の復旧</td> </tr> <tr> <td>龍野健康福祉事務所</td> <td></td> <td>1.医療救護 2.防疫、給水等応急保健衛生対策 3.被災地の廃棄物処理対策 4.民生関係施設の応急対策</td> <td>1.保健衛生関係施設の復旧 2.廃棄物処理施設の復旧 3.民生関係施設の復旧</td> </tr> <tr> <td>光都農林水産振興事務所治山課</td> <td>1.農林水産関係施設の整備と防災管理 2.水防力の整備強化 3.災害予防対策についての推進指導</td> <td>1.応急救助用食料の調達あっせん 2.災害対策用木材の調達あっせん 3.農林水産関係施設の応急対策</td> <td>1.農林水産関係施設の復旧 2.被災農林漁業者に対する災害融資</td> </tr> <tr> <td>光都土地改良センター</td> <td>公共土木施設(所管)の整備と防災管理</td> <td>公共土木施設(所管)の応急対策</td> <td>被災公共土木施設(所管)の復旧</td> </tr> <tr> <td>龍野農業改良普及センター</td> <td>災害予防対策についての推進指導</td> <td>災害時における病虫害の駆除、家畜の管理衛生及び飼料の確保等の応急対策</td> <td>被災農林漁業者に対する災害融資</td> </tr> <tr> <td>龍野県税事務所</td> <td></td> <td>県税の減免</td> <td></td> </tr> <tr> <td>播磨西教育事務所</td> <td></td> <td>1.教育施設(所管)の応急対策 2.被災児童生徒の応急教育対策</td> <td>被災教育施設(所管)の復旧</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	たつの警察署		1.情報の収集 2.救出救助、避難誘導等 3.交通規制の実施、緊急交通路の確保等	治安維持対策の推進	西播磨県民局総務企画室		1. 県災害対策本部の指示伝達に関すること 2. 災害情報、災害応急対策実施状況の収集 3. 災害救助法等による救助活動		龍野土木事務所	1. 公共土木施設(所管)の整備と防災管理 2. 水防力の整備強化	1. 公共土木施設(所管)の応急対策 2. 水防警報の発表、洪水予報、水防警報の伝達並びに水防応急対策	被災公共土木施設(所管)の復旧	龍野健康福祉事務所		1.医療救護 2.防疫、給水等応急保健衛生対策 3.被災地の廃棄物処理対策 4.民生関係施設の応急対策	1.保健衛生関係施設の復旧 2.廃棄物処理施設の復旧 3.民生関係施設の復旧	光都農林水産振興事務所治山課	1.農林水産関係施設の整備と防災管理 2.水防力の整備強化 3.災害予防対策についての推進指導	1.応急救助用食料の調達あっせん 2.災害対策用木材の調達あっせん 3.農林水産関係施設の応急対策	1.農林水産関係施設の復旧 2.被災農林漁業者に対する災害融資	光都土地改良センター	公共土木施設(所管)の整備と防災管理	公共土木施設(所管)の応急対策	被災公共土木施設(所管)の復旧	龍野農業改良普及センター	災害予防対策についての推進指導	災害時における病虫害の駆除、家畜の管理衛生及び飼料の確保等の応急対策	被災農林漁業者に対する災害融資	龍野県税事務所		県税の減免		播磨西教育事務所		1.教育施設(所管)の応急対策 2.被災児童生徒の応急教育対策	被災教育施設(所管)の復旧	<p>・ 県 R3.9 修正の反映</p> <p>・ 県 R3.9 修正の反映</p>
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興																																																																																					
警察本部 たつの警察署		1.情報の収集 2.救出救助、避難誘導等 3.交通規制の実施、緊急交通路の確保等	治安維持対策の推進	仮設住宅等における民心の安定																																																																																					
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧																																																																																						
西播磨県民局総務企画室		1. 県災害対策本部の指示伝達に関すること 2. 災害情報、災害応急対策実施状況の収集																																																																																							
龍野土木事務所	1. 公共土木施設(所管)の整備と防災管理 2. 水防力の整備強化	1. 公共土木施設(所管)の応急対策 2. 水防警報の発表、洪水予報、水防警報の伝達並びに水防応急対策	被災公共土木施設(所管)の復旧																																																																																						
龍野健康福祉事務所		1. 医療救護 2. 防疫、給水等応急保健衛生対策 3. 被災地の廃棄物処理対策 4. 民生関係施設の応急対策	1. 保健衛生関係施設の復旧 2. 廃棄物処理施設の復旧 3. 民生関係施設の復旧																																																																																						
光都農林水産振興事務所治山課	1. 農林水産関係施設の整備と防災管理 2. 水防力の整備強化 3. 災害予防対策についての推進指導	1. 応急救助用食糧の調達あっせん 2. 災害対策用木材の調達あっせん 3. 農林水産関係施設の応急対策	1. 農林水産関係施設の復旧 2. 被災農林漁業者に対する災害融資																																																																																						
光都農林水産振興事務所光都土地改良センター	公共土木施設(所管)の整備と防災管理	公共土木施設(所管)の応急対策	被災公共土木施設(所管)の復旧																																																																																						
光都農林水産振興事務所龍野農業改良普及センター	災害予防対策についての推進指導	災害時における病虫害の駆除、家畜の管理衛生及び飼料の確保等の応急対策	被災農林漁業者に対する災害融資																																																																																						
龍野県税事務所		県税の減免																																																																																							
西播磨教育事務所		1. 教育施設(所管)の応急対策 2. 被災児童生徒の応急教育対策	被災教育施設(所管)の復旧																																																																																						
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧																																																																																						
たつの警察署		1.情報の収集 2.救出救助、避難誘導等 3.交通規制の実施、緊急交通路の確保等	治安維持対策の推進																																																																																						
西播磨県民局総務企画室		1. 県災害対策本部の指示伝達に関すること 2. 災害情報、災害応急対策実施状況の収集 3. 災害救助法等による救助活動																																																																																							
龍野土木事務所	1. 公共土木施設(所管)の整備と防災管理 2. 水防力の整備強化	1. 公共土木施設(所管)の応急対策 2. 水防警報の発表、洪水予報、水防警報の伝達並びに水防応急対策	被災公共土木施設(所管)の復旧																																																																																						
龍野健康福祉事務所		1.医療救護 2.防疫、給水等応急保健衛生対策 3.被災地の廃棄物処理対策 4.民生関係施設の応急対策	1.保健衛生関係施設の復旧 2.廃棄物処理施設の復旧 3.民生関係施設の復旧																																																																																						
光都農林水産振興事務所治山課	1.農林水産関係施設の整備と防災管理 2.水防力の整備強化 3.災害予防対策についての推進指導	1.応急救助用食料の調達あっせん 2.災害対策用木材の調達あっせん 3.農林水産関係施設の応急対策	1.農林水産関係施設の復旧 2.被災農林漁業者に対する災害融資																																																																																						
光都土地改良センター	公共土木施設(所管)の整備と防災管理	公共土木施設(所管)の応急対策	被災公共土木施設(所管)の復旧																																																																																						
龍野農業改良普及センター	災害予防対策についての推進指導	災害時における病虫害の駆除、家畜の管理衛生及び飼料の確保等の応急対策	被災農林漁業者に対する災害融資																																																																																						
龍野県税事務所		県税の減免																																																																																							
播磨西教育事務所		1.教育施設(所管)の応急対策 2.被災児童生徒の応急教育対策	被災教育施設(所管)の復旧																																																																																						

頁	第 1 回防災会議時点	修正案	備考																																																																							
4~6	<p>第 5 消防機関</p> <table border="1" data-bbox="305 163 1308 527"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害予防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災害復旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西はりま消防組合 太子消防署</td> <td>災害予防活動の実施</td> <td>1.消防防災活動 2.人命の救助、被災者 応急救助 3.危険物施設の応急安全対策 4.被害情報の収集</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消防団</td> <td>1.防災訓練の実施 2.火災予防活動の実施</td> <td>1.消防防災活動 2.人命の救助、財産保全活動 3.災害危険地域の警戒 4.被害情報の収集</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	西はりま消防組合 太子消防署	災害予防活動の実施	1.消防防災活動 2.人命の救助、被災者 応急救助 3.危険物施設の応急安全対策 4.被害情報の収集		消防団	1.防災訓練の実施 2.火災予防活動の実施	1.消防防災活動 2.人命の救助、財産保全活動 3.災害危険地域の警戒 4.被害情報の収集		<p>第 5 消防機関</p> <table border="1" data-bbox="1442 163 2445 590"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害予防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災害復旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西はりま消防組合 太子消防署</td> <td><u>1. 災害予防活動の実施</u> <u>2. 消防に関する訓練の実施及び消防防災教育の普及・啓発</u> <u>3. 消防施設、設備の整備及び点検</u> <u>4. 消防資機材の備蓄、整備及び点検</u></td> <td>1.消防防災活動 2.人命の救助、被災者 応急救助 3.危険物施設の応急安全対策 4.被害情報の収集</td> <td><u>消防施設及び設備の復旧</u></td> </tr> <tr> <td>消防団</td> <td>1.防災訓練の実施 2.火災予防活動の実施</td> <td>1.消防防災活動 2.人命の救助、財産保全活動 3.災害危険地域の警戒 4.被害情報の収集</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	西はりま消防組合 太子消防署	<u>1. 災害予防活動の実施</u> <u>2. 消防に関する訓練の実施及び消防防災教育の普及・啓発</u> <u>3. 消防施設、設備の整備及び点検</u> <u>4. 消防資機材の備蓄、整備及び点検</u>	1.消防防災活動 2.人命の救助、被災者 応急救助 3.危険物施設の応急安全対策 4.被害情報の収集	<u>消防施設及び設備の復旧</u>	消防団	1.防災訓練の実施 2.火災予防活動の実施	1.消防防災活動 2.人命の救助、財産保全活動 3.災害危険地域の警戒 4.被害情報の収集		<p>・ 県 R3.9 修正の反映</p>																																															
	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧																																																																						
西はりま消防組合 太子消防署	災害予防活動の実施	1.消防防災活動 2.人命の救助、被災者 応急救助 3.危険物施設の応急安全対策 4.被害情報の収集																																																																								
消防団	1.防災訓練の実施 2.火災予防活動の実施	1.消防防災活動 2.人命の救助、財産保全活動 3.災害危険地域の警戒 4.被害情報の収集																																																																								
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧																																																																							
西はりま消防組合 太子消防署	<u>1. 災害予防活動の実施</u> <u>2. 消防に関する訓練の実施及び消防防災教育の普及・啓発</u> <u>3. 消防施設、設備の整備及び点検</u> <u>4. 消防資機材の備蓄、整備及び点検</u>	1.消防防災活動 2.人命の救助、被災者 応急救助 3.危険物施設の応急安全対策 4.被害情報の収集	<u>消防施設及び設備の復旧</u>																																																																							
消防団	1.防災訓練の実施 2.火災予防活動の実施	1.消防防災活動 2.人命の救助、財産保全活動 3.災害危険地域の警戒 4.被害情報の収集																																																																								
<p>第 6 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="305 680 1308 1484"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害予防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災害復旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西日本旅客鉄道(株) 姫路鉄道部</td> <td>鉄道施設の整備と防災管理</td> <td>1.災害時における緊急鉄道輸送 2.鉄道施設の応急対策の実施</td> <td>被災鉄道施設の復旧</td> </tr> <tr> <td>西日本電信電話(株) 兵庫支店</td> <td>電気通信設備の整備と防災管理</td> <td>1.電気通信設備の応急対策の実施 2.災害時における非常緊急通信</td> <td>被災電気通信設備の復旧</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社兵庫支部太子町分地区</td> <td><u>医療救護訓練</u></td> <td><u>1.災害時における医療救護</u> <u>2.義援金品の配分</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>西日本高速道路(株) 大阪管理局 姫路管理事務所</td> <td>有料道路(所管)の整備と防災管理</td> <td>有料道路(所管)の応急対策の実施</td> <td>有料道路(所管)の復旧</td> </tr> <tr> <td><u>関西電力(株)相生営業所</u> <u>関西電力送配電(株)</u></td> <td>電力供給施設の整備と防災管理</td> <td>電力供給施設の応急対策の実施</td> <td>被災電力供給施設の復旧</td> </tr> <tr> <td>日本郵便(株) 太子郵便局</td> <td></td> <td>災害時における郵便業務の確保並びに災害特別事務取扱いの実施</td> <td>1.被災郵便業務施設の復旧</td> </tr> <tr> <td>KDDI(株) (関西総支社)</td> <td>電気通信設備の整備と防災管理</td> <td>電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施</td> <td>被災電気通信設備の災害復旧</td> </tr> <tr> <td>ソフトバンク(株)</td> <td>電気通信設備の整備と防災管理</td> <td>電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施</td> <td>被災電気通信設備の災害復旧</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	西日本旅客鉄道(株) 姫路鉄道部	鉄道施設の整備と防災管理	1.災害時における緊急鉄道輸送 2.鉄道施設の応急対策の実施	被災鉄道施設の復旧	西日本電信電話(株) 兵庫支店	電気通信設備の整備と防災管理	1.電気通信設備の応急対策の実施 2.災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の復旧	日本赤十字社兵庫支部太子町分地区	<u>医療救護訓練</u>	<u>1.災害時における医療救護</u> <u>2.義援金品の配分</u>		西日本高速道路(株) 大阪管理局 姫路管理事務所	有料道路(所管)の整備と防災管理	有料道路(所管)の応急対策の実施	有料道路(所管)の復旧	<u>関西電力(株)相生営業所</u> <u>関西電力送配電(株)</u>	電力供給施設の整備と防災管理	電力供給施設の応急対策の実施	被災電力供給施設の復旧	日本郵便(株) 太子郵便局		災害時における郵便業務の確保並びに災害特別事務取扱いの実施	1.被災郵便業務施設の復旧	KDDI(株) (関西総支社)	電気通信設備の整備と防災管理	電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施	被災電気通信設備の災害復旧	ソフトバンク(株)	電気通信設備の整備と防災管理	電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施	被災電気通信設備の災害復旧	<p>第 6 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="1442 659 2445 1751"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害予防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災害復旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西日本旅客鉄道(株) 姫路鉄道部</td> <td>鉄道施設の整備と防災管理</td> <td>1.災害時における緊急鉄道輸送 2.鉄道施設の応急対策の実施</td> <td>被災鉄道施設の復旧</td> </tr> <tr> <td>西日本電信電話(株) 兵庫支店 <u>(株)NTTドコモ関西支社</u> <u>エヌ・ティ・ティ・コムニケーションズ(株)</u></td> <td>電気通信設備の整備と防災管理</td> <td>1.電気通信設備の応急対策の実施 2.災害時における非常緊急通信</td> <td>被災電気通信設備の復旧</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社兵庫支部太子町分地区</td> <td></td> <td><u>1.災害時における医療救護</u> <u>2.こころのケア(看護師等による心理的・社会的支援)</u> <u>3.救援物資の配分</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>西日本高速道路(株) 大阪管理局 姫路管理事務所</td> <td>有料道路(所管)の整備と防災管理</td> <td>有料道路(所管)の応急対策の実施</td> <td>有料道路(所管)の復旧</td> </tr> <tr> <td><u>関西電力送配電(株)兵庫支社(姫路)</u> <u>大阪ガス(株)(ネットワークカンパニー兵庫導管部)</u> <u>(一社)兵庫県LPガス協会</u></td> <td>電力供給施設の整備と防災管理</td> <td>電力供給施設の応急対策の実施</td> <td>被災電力供給施設の復旧</td> </tr> <tr> <td>日本郵便(株) 太子郵便局</td> <td></td> <td>災害時における郵便業務の確保並びに災害特別事務取扱いの実施</td> <td>1.被災郵便業務施設の復旧</td> </tr> <tr> <td>KDDI(株) (関西総支社)</td> <td>電気通信設備の整備と防災管理</td> <td>電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施</td> <td>被災電気通信設備の災害復旧</td> </tr> <tr> <td>ソフトバンク(株)</td> <td>電気通信設備の整備と防災管理</td> <td>電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施</td> <td>被災電気通信設備の災害復旧</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	西日本旅客鉄道(株) 姫路鉄道部	鉄道施設の整備と防災管理	1.災害時における緊急鉄道輸送 2.鉄道施設の応急対策の実施	被災鉄道施設の復旧	西日本電信電話(株) 兵庫支店 <u>(株)NTTドコモ関西支社</u> <u>エヌ・ティ・ティ・コムニケーションズ(株)</u>	電気通信設備の整備と防災管理	1.電気通信設備の応急対策の実施 2.災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の復旧	日本赤十字社兵庫支部太子町分地区		<u>1.災害時における医療救護</u> <u>2.こころのケア(看護師等による心理的・社会的支援)</u> <u>3.救援物資の配分</u>		西日本高速道路(株) 大阪管理局 姫路管理事務所	有料道路(所管)の整備と防災管理	有料道路(所管)の応急対策の実施	有料道路(所管)の復旧	<u>関西電力送配電(株)兵庫支社(姫路)</u> <u>大阪ガス(株)(ネットワークカンパニー兵庫導管部)</u> <u>(一社)兵庫県LPガス協会</u>	電力供給施設の整備と防災管理	電力供給施設の応急対策の実施	被災電力供給施設の復旧	日本郵便(株) 太子郵便局		災害時における郵便業務の確保並びに災害特別事務取扱いの実施	1.被災郵便業務施設の復旧	KDDI(株) (関西総支社)	電気通信設備の整備と防災管理	電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施	被災電気通信設備の災害復旧	ソフトバンク(株)	電気通信設備の整備と防災管理	電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施	被災電気通信設備の災害復旧	<p>・ 県 R3.9 修正の反映</p>
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧																																																																							
西日本旅客鉄道(株) 姫路鉄道部	鉄道施設の整備と防災管理	1.災害時における緊急鉄道輸送 2.鉄道施設の応急対策の実施	被災鉄道施設の復旧																																																																							
西日本電信電話(株) 兵庫支店	電気通信設備の整備と防災管理	1.電気通信設備の応急対策の実施 2.災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の復旧																																																																							
日本赤十字社兵庫支部太子町分地区	<u>医療救護訓練</u>	<u>1.災害時における医療救護</u> <u>2.義援金品の配分</u>																																																																								
西日本高速道路(株) 大阪管理局 姫路管理事務所	有料道路(所管)の整備と防災管理	有料道路(所管)の応急対策の実施	有料道路(所管)の復旧																																																																							
<u>関西電力(株)相生営業所</u> <u>関西電力送配電(株)</u>	電力供給施設の整備と防災管理	電力供給施設の応急対策の実施	被災電力供給施設の復旧																																																																							
日本郵便(株) 太子郵便局		災害時における郵便業務の確保並びに災害特別事務取扱いの実施	1.被災郵便業務施設の復旧																																																																							
KDDI(株) (関西総支社)	電気通信設備の整備と防災管理	電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施	被災電気通信設備の災害復旧																																																																							
ソフトバンク(株)	電気通信設備の整備と防災管理	電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施	被災電気通信設備の災害復旧																																																																							
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧																																																																							
西日本旅客鉄道(株) 姫路鉄道部	鉄道施設の整備と防災管理	1.災害時における緊急鉄道輸送 2.鉄道施設の応急対策の実施	被災鉄道施設の復旧																																																																							
西日本電信電話(株) 兵庫支店 <u>(株)NTTドコモ関西支社</u> <u>エヌ・ティ・ティ・コムニケーションズ(株)</u>	電気通信設備の整備と防災管理	1.電気通信設備の応急対策の実施 2.災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の復旧																																																																							
日本赤十字社兵庫支部太子町分地区		<u>1.災害時における医療救護</u> <u>2.こころのケア(看護師等による心理的・社会的支援)</u> <u>3.救援物資の配分</u>																																																																								
西日本高速道路(株) 大阪管理局 姫路管理事務所	有料道路(所管)の整備と防災管理	有料道路(所管)の応急対策の実施	有料道路(所管)の復旧																																																																							
<u>関西電力送配電(株)兵庫支社(姫路)</u> <u>大阪ガス(株)(ネットワークカンパニー兵庫導管部)</u> <u>(一社)兵庫県LPガス協会</u>	電力供給施設の整備と防災管理	電力供給施設の応急対策の実施	被災電力供給施設の復旧																																																																							
日本郵便(株) 太子郵便局		災害時における郵便業務の確保並びに災害特別事務取扱いの実施	1.被災郵便業務施設の復旧																																																																							
KDDI(株) (関西総支社)	電気通信設備の整備と防災管理	電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施	被災電気通信設備の災害復旧																																																																							
ソフトバンク(株)	電気通信設備の整備と防災管理	電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施	被災電気通信設備の災害復旧																																																																							

頁	第1回防災会議時点	修正案	備考																																				
	<p>第7 指定地方公共機関</p> <table border="1" data-bbox="296 189 1299 474"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害予防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災害復旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神姫バス(株) 姫路営業所</td> <td></td> <td>災害時における緊急陸上輸送</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般社団法人 たつの市・ 揖保郡医師 会</td> <td></td> <td>災害時における医療救護</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	神姫バス(株) 姫路営業所		災害時における緊急陸上輸送		一般社団法人 たつの市・ 揖保郡医師 会		災害時における医療救護		<p>第7 指定地方公共機関</p> <table border="1" data-bbox="1424 189 2427 512"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害予防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災害復旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神姫バス(株) 姫路営業所</td> <td><u>1.道路状況の把握</u> <u>2.災害時における対応の指導</u></td> <td>災害時における緊急陸上輸送</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般社団法人 たつの市・ 揖保郡医師 会</td> <td></td> <td>災害時における医療救護</td> <td><u>外傷後のストレス障害等の被災者への精神的支援</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	神姫バス(株) 姫路営業所	<u>1.道路状況の把握</u> <u>2.災害時における対応の指導</u>	災害時における緊急陸上輸送		一般社団法人 たつの市・ 揖保郡医師 会		災害時における医療救護	<u>外傷後のストレス障害等の被災者への精神的支援</u>	<p>・ 県 R3.9 修正の反映</p>												
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧																																				
神姫バス(株) 姫路営業所		災害時における緊急陸上輸送																																					
一般社団法人 たつの市・ 揖保郡医師 会		災害時における医療救護																																					
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧																																				
神姫バス(株) 姫路営業所	<u>1.道路状況の把握</u> <u>2.災害時における対応の指導</u>	災害時における緊急陸上輸送																																					
一般社団法人 たつの市・ 揖保郡医師 会		災害時における医療救護	<u>外傷後のストレス障害等の被災者への精神的支援</u>																																				
18	<p>第2編 災害予防計画 第1章 基本方針</p> <table border="1" data-bbox="255 632 1347 1062"> <thead> <tr> <th>章・節</th> <th>主な記載内容</th> <th>主な担当部署</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3"><b>第5章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</b></td> </tr> <tr> <td>第1節 防災基盤・施設等の整備</td> <td>防災基盤・施設等の対象事業とその財政措置</td> <td>企画政策課</td> </tr> <tr> <td>第2節 都市の防災構造の強化</td> <td>都市防災化の基本方針、防災空間の整備・拡大、市街地の整備、防災施設の整備方針</td> <td>企画政策課、まちづくり課</td> </tr> <tr> <td>第3節 交通関係施設の整備</td> <td>道路施設の整備、ヘリポート対策</td> <td>まちづくり課、企画政策課</td> </tr> <tr> <td>第4節 ライフライン関係施設の整備</td> <td>電力施設、ガス施設、電気通信施設、水道施設、下水道施設、工業用水道施設の整備等</td> <td>産業経済課、<u>関西電力相生営業所</u>、<u>関西電力送配電</u>、大阪ガス、(一社)兵庫県LPガス協会、西日本電信電話(株)兵庫支店、(株)NTTドコモ関西支社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、上下水道事業所</td> </tr> </tbody> </table>	章・節	主な記載内容	主な担当部署	<b>第5章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</b>			第1節 防災基盤・施設等の整備	防災基盤・施設等の対象事業とその財政措置	企画政策課	第2節 都市の防災構造の強化	都市防災化の基本方針、防災空間の整備・拡大、市街地の整備、防災施設の整備方針	企画政策課、まちづくり課	第3節 交通関係施設の整備	道路施設の整備、ヘリポート対策	まちづくり課、企画政策課	第4節 ライフライン関係施設の整備	電力施設、ガス施設、電気通信施設、水道施設、下水道施設、工業用水道施設の整備等	産業経済課、 <u>関西電力相生営業所</u> 、 <u>関西電力送配電</u> 、大阪ガス、(一社)兵庫県LPガス協会、西日本電信電話(株)兵庫支店、(株)NTTドコモ関西支社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、上下水道事業所	<p>第2編 災害予防計画 第1章 基本方針</p> <table border="1" data-bbox="1383 632 2475 1035"> <thead> <tr> <th>章・節</th> <th>主な記載内容</th> <th>主な担当部署</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3"><b>第5章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</b></td> </tr> <tr> <td>第1節 防災基盤・施設等の整備</td> <td>防災基盤・施設等の対象事業とその財政措置</td> <td>企画政策課</td> </tr> <tr> <td>第2節 都市の防災構造の強化</td> <td>都市防災化の基本方針、防災空間の整備・拡大、市街地の整備、防災施設の整備方針</td> <td>企画政策課、まちづくり課</td> </tr> <tr> <td>第3節 交通関係施設の整備</td> <td>道路施設の整備、ヘリポート対策</td> <td>まちづくり課、企画政策課</td> </tr> <tr> <td>第4節 ライフライン関係施設の整備</td> <td>電力施設、ガス施設、電気通信施設、水道施設、下水道施設、工業用水道施設の整備等</td> <td>産業経済課、<u>関西電力送配電(株)</u>、大阪ガス、(一社)兵庫県LPガス協会、西日本電信電話(株)兵庫支店、(株)NTTドコモ関西支社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、上下水道事業所</td> </tr> </tbody> </table>	章・節	主な記載内容	主な担当部署	<b>第5章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</b>			第1節 防災基盤・施設等の整備	防災基盤・施設等の対象事業とその財政措置	企画政策課	第2節 都市の防災構造の強化	都市防災化の基本方針、防災空間の整備・拡大、市街地の整備、防災施設の整備方針	企画政策課、まちづくり課	第3節 交通関係施設の整備	道路施設の整備、ヘリポート対策	まちづくり課、企画政策課	第4節 ライフライン関係施設の整備	電力施設、ガス施設、電気通信施設、水道施設、下水道施設、工業用水道施設の整備等	産業経済課、 <u>関西電力送配電(株)</u> 、大阪ガス、(一社)兵庫県LPガス協会、西日本電信電話(株)兵庫支店、(株)NTTドコモ関西支社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、上下水道事業所	<p>・ 時点修正</p>
章・節	主な記載内容	主な担当部署																																					
<b>第5章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</b>																																							
第1節 防災基盤・施設等の整備	防災基盤・施設等の対象事業とその財政措置	企画政策課																																					
第2節 都市の防災構造の強化	都市防災化の基本方針、防災空間の整備・拡大、市街地の整備、防災施設の整備方針	企画政策課、まちづくり課																																					
第3節 交通関係施設の整備	道路施設の整備、ヘリポート対策	まちづくり課、企画政策課																																					
第4節 ライフライン関係施設の整備	電力施設、ガス施設、電気通信施設、水道施設、下水道施設、工業用水道施設の整備等	産業経済課、 <u>関西電力相生営業所</u> 、 <u>関西電力送配電</u> 、大阪ガス、(一社)兵庫県LPガス協会、西日本電信電話(株)兵庫支店、(株)NTTドコモ関西支社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、上下水道事業所																																					
章・節	主な記載内容	主な担当部署																																					
<b>第5章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</b>																																							
第1節 防災基盤・施設等の整備	防災基盤・施設等の対象事業とその財政措置	企画政策課																																					
第2節 都市の防災構造の強化	都市防災化の基本方針、防災空間の整備・拡大、市街地の整備、防災施設の整備方針	企画政策課、まちづくり課																																					
第3節 交通関係施設の整備	道路施設の整備、ヘリポート対策	まちづくり課、企画政策課																																					
第4節 ライフライン関係施設の整備	電力施設、ガス施設、電気通信施設、水道施設、下水道施設、工業用水道施設の整備等	産業経済課、 <u>関西電力送配電(株)</u> 、大阪ガス、(一社)兵庫県LPガス協会、西日本電信電話(株)兵庫支店、(株)NTTドコモ関西支社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、上下水道事業所																																					
20	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第2節 研修・訓練の実施 第5款 町管理施設の訓練</p> <p>災害発生時、庁舎、公民館等の多数の者が利用する施設、及び社会福祉施設等の社会公共施設において実施する出火防止措置、利用者の安全対策、避難誘導、施設の点検、被害状況の報告等について、職員が熟知し、即座に対応できるよう訓練しておく。</p>	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第2節 研修・訓練の実施 第5款 町管理施設の訓練</p> <p>災害発生時、庁舎、公民館等の多数の者が利用する施設、及び社会福祉施設等の社会公共施設において実施する出火防止措置、利用者の安全対策、避難誘導、施設の点検、被害状況の報告、<u>帰宅困難者の対応</u>等について、職員が熟知し、即座に対応できるよう訓練しておく。</p>	<p>・ 帰宅困難者対策の追加</p>																																				
35	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第11節 避難対策の充実 第2款 避難場所・避難所等の指定等 第2 指定避難所</p> <p>5 広域一時滞在への配慮</p> <p>町は、指定避難所を指定する際に併せて広域避難及び広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町からの被災住民を受け入れることができる避難所を予め決定しておくよう努め、その際には、施設管理者に対し、広域避難及び広域一時滞在の用に供する避難所になりうることについて予め同意を得るよう努める。</p> <p>また、町は、大規模広域災害の恐れがある場合又は大規模広域災害発生時に円滑な広域避難又は広域一時滞在が可能となるよう、他の市町との広域避難及び広域一時滞在に係る応援協定の締結や被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者との協定の締結など、発災時の具体的な避難、受け入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める。</p>	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第11節 避難対策の充実 第2款 避難場所・避難所等の指定等 第2 指定避難所</p> <p>5 広域一時滞在への配慮</p> <p>町は、指定避難所を指定する際に併せて広域避難及び広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町からの被災住民を受け入れることができる避難所を予め決定しておくよう努め、その際には、施設管理者に対し、広域避難及び広域一時滞在の用に供する避難所になりうることについて予め同意を得るよう努める。</p> <p>また、町は、大規模広域災害の恐れがある場合又は大規模広域災害発生時に円滑な広域避難又は広域一時滞在が可能となるよう、他の市町との広域避難及び広域一時滞在に係る応援協定の締結や被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者との協定の締結など、発災時の具体的な避難、受け入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める。</p> <p><u>県、町、その他防災関係機関は、関係者間で適切な役割分担を行った上で、具体的なオペレーション等を定めておくよう努める。その際、国、県、市町、関係機関等からなる地域総合治水推</u></p>	<p>・ 県 R3.9 修正の反映</p>																																				

頁	第1回防災会議時点	修正案	備考
		<p><u>進協議会(水防法第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会としても設置)など既存の枠組みを活用し、関係者間での協力体制の構築等に努める。</u></p>	
35～36	<p><b>第2編 災害予防計画</b>  <b>第2章 災害応急対策への備えの充実</b>  <b>第11節 避難対策の充実</b>  第2 指定避難所  6 留意事項</p> <p>○学校を避難所とする場合は、特に教育機能の早期回復に留意する。そのため、指定に当たって、教育委員会及び当該学校と町(防災担当部局)は十分協議し、「学校における避難所運営業務及び町防災部局への移行手順」を策定するとともに、継続的に連絡会議等を開催し、施設の開放区域と使用禁止区域、鍵の保管状況、資機材等の保管状況等について確認するなど、平時からの協力・連携体制の充実に努める。</p> <p>○町は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な高齢者、障害者等の要配慮者のため、福祉避難所として指定避難所を指定し必要な避難先を適切に確保するよう努める。</p> <p>○町は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。</p> <p>○町は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。</p> <p>○県は、町が民間社会福祉施設を福祉避難所として確保するための必要な支援を行う。</p> <p>○町は、指定管理施設が指定避難所に指定されている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。</p> <p>○町は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。</p> <p>○町は、住民票の有無等に関わらず、避難してきた者を適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。</p> <p>○町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、避難所において感染症患者が発生した場合や濃厚接触者の避難等に適切に対応できるよう、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携する。また、町は、避難所での3密(密閉・密集・密接)を回避するため、必要に応じて、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。</p> <p>○指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害時は当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。</p>	<p><b>第2編 災害予防計画</b>  <b>第2章 災害応急対策への備えの充実</b>  <b>第11節 避難対策の充実</b>  第2 指定避難所  6 留意事項</p> <p>○学校を避難所とする場合は、特に教育機能の早期回復に留意する。そのため、指定に当たって、教育委員会及び当該学校と町(防災担当部局)は十分協議し、「学校における避難所運営業務及び町防災部局への移行手順」を策定するとともに、継続的に連絡会議等を開催し、施設の開放区域と使用禁止区域、鍵の保管状況、資機材等の保管状況等について確認するなど、平時からの協力・連携体制の充実に努める。</p> <p>○町は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な高齢者、障害者等の要配慮者のため、福祉避難所として指定避難所を指定し必要な避難先を適切に確保するよう努める。</p> <p>○町は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。</p> <p>○町は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。</p> <p>○県は、町が民間社会福祉施設を福祉避難所として確保するための必要な支援を行う。</p> <p>○町は、指定管理施設が指定避難所に指定されている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。</p> <p>○町は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。</p> <p>○町は、住民票の有無等に関わらず、避難してきた者を適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。</p> <p>○町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、避難所において感染症患者が発生した場合や濃厚接触者の避難等に適切に対応できるよう、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携する。また、町は、避難所での3密(密閉・密集・密接)を回避するため、必要に応じて、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。</p> <p>○指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害時は当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。</p> <p><u>○帰宅困難者が発生した場合に備えて、住民や企業等に対する物資の備蓄や災害時帰宅支援ステーションのサービス等に関する普及啓発を行うとともに、災害時帰宅困難者への情報伝達体制の整備を進める。</u></p>	<p>・帰宅困難者対策の追加</p>
56	<p><b>第2編 災害予防計画</b>  <b>第3章 住民参加による地域防災力の向上</b>  <b>第1節 防災に関する学習等の充実</b></p> <p>第5款 学校における防災教育  各学校は「学校防災計画」に基づき、学校防災体制の整備充実を図るとともに、児童生徒に対する防災教育を推進する。</p>	<p><b>第2編 災害予防計画</b>  <b>第3章 住民参加による地域防災力の向上</b>  <b>第1節 防災に関する学習等の充実</b></p> <p>第5款 学校における防災教育  各学校は「学校防災計画」に基づき、学校防災体制の整備充実を図るとともに、児童生徒に対する<u>地域の災害リスクに基づいた</u>防災教育を推進する。  (以下、略)</p>	<p>・県 R3.9 修正の反映</p>
61	<p><b>第2編 災害予防計画</b></p>	<p><b>第2編 災害予防計画</b></p>	

頁	第1回防災会議時点	修正案	備考
	<p><b>第3章 住民参加による地域防災力の向上</b>  <b>第3節 消防団の充実強化</b>  第3 充実強化策  町は、消防団の充実強化を図るため、次の事業を推進する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防団と自主防災組織等が連携して行う訓練、研修の実施</li> <li>2 消防団員に対する教育訓練の実施</li> <li>3 消防団員の処遇の改善</li> <li>4 消防団の装備の改善</li> <li>5 消防団の活動拠点施設の整備</li> <li>6 青年層の団員の加入促進</li> <li>7 女性消防団員の加入促進</li> <li>8 消防団協力事業所表示制度、機能別消防団員制度等による消防団員の確保</li> <li>9 住民等に対する広報啓発活動による消防団への加入促進</li> </ol>	<p><b>第3章 住民参加による地域防災力の向上</b>  <b>第3節 消防団の充実強化</b>  第3 充実強化策  町は、消防団の充実強化を図るため、次の事業を推進する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防団と自主防災組織等が連携して行う訓練、研修の実施</li> <li>2 消防団員に対する教育訓練の実施</li> <li>3 <b>消防団活動の安全管理マニュアルの策定</b></li> <li>4 消防団員の処遇の改善</li> <li>5 消防団の装備の改善</li> <li>6 消防団の活動拠点施設の整備</li> <li>7 青年層の団員の加入促進</li> <li>8 女性消防団員の加入促進</li> <li>9 消防団協力事業所表示制度、機能別消防団員制度等による消防団員の確保</li> <li>10 住民等に対する広報啓発活動による消防団への加入促進</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 活動内容の追加</li> </ul>
68	<p><b>第2編 災害予防計画</b>  <b>第4章 治山・治水対策の推進</b>  <b>第2節 地盤災害の防止施設の整備</b></p> <p>第3款 宅地造成等の規制  町は県とともに、造成された宅地について、必要に応じ、たつの警察署・消防機関・<b>自衛隊</b>の協力を得て、梅雨及び台風期に備えた宅地防災パトロールを実施し、災害のおそれのある宅地については関係者に対し防災措置を指導するなど必要な措置を行う。  大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ(兵庫県作成・公開)を宅地防災パトロールの点検箇所を選定に活用するとともに、マップの周知により町民の防災意識の向上を図る。</p>	<p><b>第2編 災害予防計画</b>  <b>第4章 治山・治水対策の推進</b>  <b>第2節 地盤災害の防止施設の整備</b></p> <p>第3款 宅地造成等の規制  町は県とともに、造成された宅地について、必要に応じ、たつの警察署・消防機関の協力を得て、梅雨及び台風期に備えた宅地防災パトロールを実施し、災害のおそれのある宅地については関係者に対し防災措置を指導するなど必要な措置を行う。  大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ(兵庫県作成・公開)を宅地防災パトロールの点検箇所を選定に活用するとともに、マップの周知により町民の防災意識の向上を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県 R3.9 修正の反映</li> </ul>
75	<p><b>第2編 災害予防計画</b>  <b>第5章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</b>  <b>第4節 ライフライン関係施設の整備</b></p> <p>第1款 電力施設の整備等 [<b>関西電力相生営業所</b>、関西電力送配電]  電力について、<b>地震</b>による事故を未然に防止し、また、発生した被害を早期に復旧するための対策について定める。</p> <p>第1 関係機関との相互連携協力体制の構築  <b>関西電力および</b>関西電力送配電は、災害の発生に備え、関係機関との相互連携協力体制を構築するため、次の事項を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 自治体との協調  平常時には防災会議等への参画、最低年1回の連絡窓口等の相互確認を実施し、また、災害時には対策組織が自治体の災害対策本部等と緊密な連携を保ち、この計画が円滑かつ適切に行われるよう努める。  (1) 地方防災会議等への参画  地方防災会議等には、委員および幹事を推薦し参加させる。また、地域防災計画の作成や被害想定等の検討等に関し、必要な資料または情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求められた場合は、これに協力する。  (2) 災害対策本部等との協調  この計画が、円滑かつ適切に行われるよう、要請に応じて、対策組織要員を派遣し<b>次の事項</b>に関し協調をとる。</li> <li>2 防災関係機関との協調</li> <li>3 他電力会社等との協調</li> <li>4 地域貢献</li> <li>5 迅速な復旧活動に係る相互連携強化策</li> </ol>	<p><b>第2編 災害予防計画</b>  <b>第5章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</b>  <b>第4節 ライフライン関係施設の整備</b></p> <p>第1款 電力施設の整備等 [関西電力送配電<b>(株)</b>]  電力について、<b>風水害</b>による事故を未然に防止し、また、発生した被害を早期に復旧するための対策について定める。</p> <p>第1 関係機関との相互連携協力体制の構築  関西電力送配電は、災害の発生に備え、関係機関との相互連携協力体制を構築するため、次の事項を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 自治体との協調  平常時には防災会議等への参画、最低年1回の連絡窓口等の相互確認を実施し、また、災害時には対策組織が自治体の災害対策本部等と緊密な連携を保ち、この計画が円滑かつ適切に行われるよう努める。  (1) 地方防災会議等への参画  地方防災会議等には、委員および幹事を推薦し参加させる。また、地域防災計画の作成や被害想定等の検討等に関し、必要な資料または情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求められた場合は、これに協力する。  (2) 災害対策本部等との協調  この計画が、円滑かつ適切に行われるよう、要請に応じて、対策組織要員を派遣し<b>災害に関する情報の提供および収集、災害応急対策および災害復旧対策</b>に関し協調をとる。</li> <li>2 防災関係機関との協調</li> <li>3 他電力会社等との協調</li> <li>4 地域貢献</li> <li>5 迅速な復旧活動に係る相互連携強化策</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 時点修正</li> <li>・ 誤記の修正</li> <li>・ 誤記の修正</li> <li>・ 表記の適正化</li> </ul>

頁	第1回防災会議時点	修正案	備考																														
78	(新設)	<u>第7 安定的な電力供給に向けた連携</u> <u>町、関西電力送配電は、倒木等により送配電網や道路啓開等に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた相互の連携の強化に努める。</u>	・ 県 R3.9 修正の反映、表記の適正化																														
95	第2編 災害予防計画 第8章 大規模事故災害予防計画 第3節 交通の安全性の確保  第1 道路交通の安全のための情報の充実 3 交通安全の普及啓発 町は、 <u>たつの警察署等</u> と相互に連携をして、広く <u>住民</u> の交通安全の普及・啓発に努める。	第2編 災害予防計画 第8章 大規模事故災害予防計画 第3節 交通の安全性の確保  第1 道路交通の安全のための情報の充実 3 交通安全の普及啓発 <u>県、たつの警察署、町等</u> は、相互に連携をして、広く <u>町民</u> の交通安全の普及・啓発に努める <u>ため、「ストップ・ザ・交通事故」県民運動等を推進することとする。</u>	・ 表記の適正化、県 R3.9 修正の反映																														
97	第3編 災害応急対策計画 第1章 基本方針  <table border="1"> <thead> <tr> <th>章・節</th> <th>主な記載内容</th> <th>主な担当班</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">第3章 円滑な災害応急活動の展開</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>第15節 鉄道・バス施設における応急対策の実施</td> <td>鉄道における防災体制と旅客等の案内・避難誘導、バス施設における災害時応急対策</td> <td>西日本旅客鉄道、神姫バス</td> </tr> <tr> <td>第16節 ライフラインの応急対策の実施</td> <td>電力、ガス(都市ガス、LPガス)、電気通信、水道、下水道、工業用水道の確保(災害応急対策と復旧対策)</td> <td>まちづくり班、産業経済班、<u>関西電力相生営業所、関西電力送配電</u>、大阪ガス(株)、(一社)兵庫県LPガス協会、西日本電信電話(株)兵庫支店、(株)NTTドコモ関西支社及びびエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、水道班、下水道班</td> </tr> </tbody> </table>	章・節	主な記載内容	主な担当班	第3章 円滑な災害応急活動の展開			略			第15節 鉄道・バス施設における応急対策の実施	鉄道における防災体制と旅客等の案内・避難誘導、バス施設における災害時応急対策	西日本旅客鉄道、神姫バス	第16節 ライフラインの応急対策の実施	電力、ガス(都市ガス、LPガス)、電気通信、水道、下水道、工業用水道の確保(災害応急対策と復旧対策)	まちづくり班、産業経済班、 <u>関西電力相生営業所、関西電力送配電</u> 、大阪ガス(株)、(一社)兵庫県LPガス協会、西日本電信電話(株)兵庫支店、(株)NTTドコモ関西支社及びびエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、水道班、下水道班	第3編 災害応急対策計画 第1章 基本方針  <table border="1"> <thead> <tr> <th>章・節</th> <th>主な記載内容</th> <th>主な担当班</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">第3章 円滑な災害応急活動の展開</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>第15節 鉄道・バス施設における応急対策の実施</td> <td>鉄道における防災体制と旅客等の案内・避難誘導、バス施設における災害時応急対策</td> <td>西日本旅客鉄道、神姫バス</td> </tr> <tr> <td>第16節 ライフラインの応急対策の実施</td> <td>電力、ガス(都市ガス、LPガス)、電気通信、水道、下水道、工業用水道の確保(災害応急対策と復旧対策)</td> <td>まちづくり班、産業経済班、<u>関西電力送配電(株)</u>、大阪ガス(株)、(一社)兵庫県LPガス協会、西日本電信電話(株)兵庫支店、(株)NTTドコモ関西支社及びびエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、水道班、下水道班</td> </tr> </tbody> </table>	章・節	主な記載内容	主な担当班	第3章 円滑な災害応急活動の展開			略			第15節 鉄道・バス施設における応急対策の実施	鉄道における防災体制と旅客等の案内・避難誘導、バス施設における災害時応急対策	西日本旅客鉄道、神姫バス	第16節 ライフラインの応急対策の実施	電力、ガス(都市ガス、LPガス)、電気通信、水道、下水道、工業用水道の確保(災害応急対策と復旧対策)	まちづくり班、産業経済班、 <u>関西電力送配電(株)</u> 、大阪ガス(株)、(一社)兵庫県LPガス協会、西日本電信電話(株)兵庫支店、(株)NTTドコモ関西支社及びびエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、水道班、下水道班	・ 時点修正
章・節	主な記載内容	主な担当班																															
第3章 円滑な災害応急活動の展開																																	
略																																	
第15節 鉄道・バス施設における応急対策の実施	鉄道における防災体制と旅客等の案内・避難誘導、バス施設における災害時応急対策	西日本旅客鉄道、神姫バス																															
第16節 ライフラインの応急対策の実施	電力、ガス(都市ガス、LPガス)、電気通信、水道、下水道、工業用水道の確保(災害応急対策と復旧対策)	まちづくり班、産業経済班、 <u>関西電力相生営業所、関西電力送配電</u> 、大阪ガス(株)、(一社)兵庫県LPガス協会、西日本電信電話(株)兵庫支店、(株)NTTドコモ関西支社及びびエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、水道班、下水道班																															
章・節	主な記載内容	主な担当班																															
第3章 円滑な災害応急活動の展開																																	
略																																	
第15節 鉄道・バス施設における応急対策の実施	鉄道における防災体制と旅客等の案内・避難誘導、バス施設における災害時応急対策	西日本旅客鉄道、神姫バス																															
第16節 ライフラインの応急対策の実施	電力、ガス(都市ガス、LPガス)、電気通信、水道、下水道、工業用水道の確保(災害応急対策と復旧対策)	まちづくり班、産業経済班、 <u>関西電力送配電(株)</u> 、大阪ガス(株)、(一社)兵庫県LPガス協会、西日本電信電話(株)兵庫支店、(株)NTTドコモ関西支社及びびエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、水道班、下水道班																															
119	第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第3節 情報の収集・伝達  第3款 気象情報等の伝達系統 第1 警報等の伝達 1 気象予警報等の町への伝達 町は、フェニックス防災システムで伝達される気象予警報等を収集する。 県は、副通信系として兵庫衛星通信ネットワークを使用するほか、西日本電信電話(株)は、警報を町に通知することとする。 関係機関は、気象情報等を速やかに住民に周知徹底することとする。	第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第3節 情報の収集・伝達  第3款 気象情報等の伝達系統 第1 警報等の伝達 1 気象予警報等の町への伝達 町は、フェニックス防災システムで伝達される気象予警報等を収集する。 県は、副通信系として兵庫衛星通信ネットワークを使用するほか、西日本電信電話(株)は、警報を町に通知することとする。 関係機関は、気象情報等を速やかに住民に周知徹底することとする。	・ 県 R3.9 修正の反映																														

頁	第1回防災会議時点	修正案	備考
	<p style="text-align: right;">令和2年4月1日現在</p> <p style="text-align: right;">住民・その他</p> <p>注) 1. ※1は、特別警報、警報のみ伝達する。  2. ※2は、全国瞬時警報システム(J-ALERT)による。  3. ※3は、気象等(大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪)に関する特別警報が対象市町に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。  4. ※4は、9時から21時の間、通知する。その他の時間は、NHK大阪放送局に通知する。  5. 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。  6. 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。</p>	<p style="text-align: right;">令和3年4月1日現在</p> <p style="text-align: right;">住民・その他</p> <p>注) 1. ※1は、特別警報、警報のみ伝達する。  2. ※2は、全国瞬時警報システム(J-ALERT)による。  3. ※3は、気象等(大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪)に関する特別警報が対象市町に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。  4. ※4は、9時から21時の間、通知する。その他の時間は、NHK大阪拠点放送局に通知する。  5. 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。  6. 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。</p>	
135	<p>第3編 災害応急対策計画  第2章 迅速な災害応急活動体制の確立  第4節 防災関係機関等との連携促進  第3 任務分担等  2 県警察本部(災害対策本部警察部)  (1) 交通統制及び通行指導  たつの警察署は、派遣部隊が自署管内を通過するときは、無線自動車、その他の車両で先導し、通行が迅速、円滑に行われるよう便宜を図る。  (2) 道路標示  既設の標示のみでは判断を誤るおそれがある箇所又は災害による危険箇所には、臨時に標示板、標柱などを設けて便宜を図る。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画  第2章 迅速な災害応急活動体制の確立  第4節 防災関係機関等との連携促進  第3 任務分担等  2 県警察本部(災害対策本部警察部)  「大規模災害に際しての警察及び自衛隊の相互協力に関する協定」に基づき、移動を確保するために必要な協力を行うこととする。</p>	<p>・ 県 R3.9 修正の反映</p>
138~139	<p>第3編 災害応急対策計画</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p>	

頁	第1回防災会議時点	修正案	備考																														
	<p><b>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</b>  <b>第4節 防災関係機関等との連携促進</b>  第4款 町外の被災地に対する応援</p> <p>第3<b>被災市区町村応援職員確保システム</b>による応援職員の派遣  町は、県と連携して、<b>被災市区町村応援職員確保システム</b>に基づき、被災市町村の災害マネジメントを支援する災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員を職員として派遣するものとする。</p>	<p><b>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</b>  <b>第4節 防災関係機関等との連携促進</b>  第4款 町外の被災地に対する応援</p> <p>第3<b>応援対策職員派遣制度</b>による応援職員の派遣  町は、県と連携して、<b>応援対策職員派遣制度</b>に基づき、被災市町村の災害マネジメントを支援する災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員を職員として派遣するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県 R3.9 修正の反映</li> </ul>																														
142	<p><b>第3編 災害応急対策計画</b>  <b>第3章 円滑な災害応急活動の展開</b>  <b>第1節 施設の水害応急対策</b>  第1 道路及び橋梁  2 応急復旧対策  管理者一覧表</p> <table border="1" data-bbox="299 680 1323 957"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>管理者</th> <th>電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国道2号</td> <td>国土交通省姫路河川国道事務所</td> <td>079(282)8211</td> </tr> <tr> <td>国道179号</td> <td>兵庫県龍野土木事務所<b>道路課</b></td> <td><a href="tel:0791635218">0791(63)5218</a></td> </tr> <tr> <td>県道</td> <td>兵庫県龍野土木事務所<b>道路課</b></td> <td><a href="tel:0791635218">0791(63)5218</a></td> </tr> <tr> <td>町道</td> <td>太子町役場<b>まちづくり課</b></td> <td>079(277)1010 079(277)5992 直通</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	管理者	電話	国道2号	国土交通省姫路河川国道事務所	079(282)8211	国道179号	兵庫県龍野土木事務所 <b>道路課</b>	<a href="tel:0791635218">0791(63)5218</a>	県道	兵庫県龍野土木事務所 <b>道路課</b>	<a href="tel:0791635218">0791(63)5218</a>	町道	太子町役場 <b>まちづくり課</b>	079(277)1010 079(277)5992 直通	<p><b>第3編 災害応急対策計画</b>  <b>第3章 円滑な災害応急活動の展開</b>  <b>第1節 施設の水害応急対策</b>  第1 道路及び橋梁  2 応急復旧対策  管理者一覧表</p> <table border="1" data-bbox="1427 680 2451 957"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>管理者</th> <th>電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国道2号</td> <td>国土交通省姫路河川国道事務所</td> <td>079(282)8211</td> </tr> <tr> <td>国道179号</td> <td>兵庫県龍野土木事務所<b>管理課</b></td> <td><a href="tel:0791635206">0791(63)5206</a></td> </tr> <tr> <td>県道</td> <td>兵庫県龍野土木事務所<b>管理課</b></td> <td><a href="tel:0791635206">0791(63)5206</a></td> </tr> <tr> <td>町道</td> <td>太子町役場<b>まちづくり課</b></td> <td>079(277)1010 079(277)5992 直通</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	管理者	電話	国道2号	国土交通省姫路河川国道事務所	079(282)8211	国道179号	兵庫県龍野土木事務所 <b>管理課</b>	<a href="tel:0791635206">0791(63)5206</a>	県道	兵庫県龍野土木事務所 <b>管理課</b>	<a href="tel:0791635206">0791(63)5206</a>	町道	太子町役場 <b>まちづくり課</b>	079(277)1010 079(277)5992 直通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 時点修正</li> </ul>
施設名	管理者	電話																															
国道2号	国土交通省姫路河川国道事務所	079(282)8211																															
国道179号	兵庫県龍野土木事務所 <b>道路課</b>	<a href="tel:0791635218">0791(63)5218</a>																															
県道	兵庫県龍野土木事務所 <b>道路課</b>	<a href="tel:0791635218">0791(63)5218</a>																															
町道	太子町役場 <b>まちづくり課</b>	079(277)1010 079(277)5992 直通																															
施設名	管理者	電話																															
国道2号	国土交通省姫路河川国道事務所	079(282)8211																															
国道179号	兵庫県龍野土木事務所 <b>管理課</b>	<a href="tel:0791635206">0791(63)5206</a>																															
県道	兵庫県龍野土木事務所 <b>管理課</b>	<a href="tel:0791635206">0791(63)5206</a>																															
町道	太子町役場 <b>まちづくり課</b>	079(277)1010 079(277)5992 直通																															
143	<p><b>第3編 災害応急対策計画</b>  <b>第3章 円滑な災害応急活動の展開</b>  <b>第1節 施設の水害応急対策</b>  第3 護岸・砂防</p> <p>管理者一覧表</p> <table border="1" data-bbox="261 1241 1291 1333"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>管理者</th> <th>電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>砂防関係</td> <td>兵庫県龍野土木事務所<b>河川砂防課</b></td> <td><a href="tel:0791635215">0791(63)5215</a></td> </tr> </tbody> </table>	施設名	管理者	電話	砂防関係	兵庫県龍野土木事務所 <b>河川砂防課</b>	<a href="tel:0791635215">0791(63)5215</a>	<p><b>第3編 災害応急対策計画</b>  <b>第3章 円滑な災害応急活動の展開</b>  <b>第1節 施設の水害応急対策</b>  第3 護岸・砂防</p> <p>管理者一覧表</p> <table border="1" data-bbox="1418 1234 2448 1306"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>管理者</th> <th>電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>砂防関係</td> <td>兵庫県龍野土木事務所<b>管理課</b></td> <td><a href="tel:0791635206">0791(63)5206</a></td> </tr> </tbody> </table>	施設名	管理者	電話	砂防関係	兵庫県龍野土木事務所 <b>管理課</b>	<a href="tel:0791635206">0791(63)5206</a>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 時点修正</li> </ul>																		
施設名	管理者	電話																															
砂防関係	兵庫県龍野土木事務所 <b>河川砂防課</b>	<a href="tel:0791635215">0791(63)5215</a>																															
施設名	管理者	電話																															
砂防関係	兵庫県龍野土木事務所 <b>管理課</b>	<a href="tel:0791635206">0791(63)5206</a>																															
165	<p><b>第3編 災害応急対策計画</b>  <b>第3章 円滑な災害応急活動の展開</b>  <b>第4節 避難対策の実施</b>  第1款 避難の指示及び避難の実施  第2 避難の実施  2 避難のための指示  (3) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達方法  ① 町は、直ちに、防災行政無線(同報等)、Lアラート(災害情報共有システム)、たいし安全安心ネット、緊急速報メール、広報車等による広報、サイレンの半鐘、インターネット、ファクシミリ等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図るとともに、<b>県警察本部</b>、自主防災組織等の協力により周知徹底を図ることとする。</p>	<p><b>第3編 災害応急対策計画</b>  <b>第3章 円滑な災害応急活動の展開</b>  <b>第4節 避難対策の実施</b>  第1款 避難の指示及び避難の実施  第2 避難の実施  2 避難のための指示  (3) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達方法  ① 町は、直ちに、防災行政無線(同報等)、Lアラート(災害情報共有システム)、たいし安全安心ネット、緊急速報メール、広報車等による広報、サイレンの半鐘、インターネット、ファクシミリ等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図るとともに、<b>たつの警察署</b>、自主防災組織等の協力により周知徹底を図ることとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 表記の適正化</li> </ul>																														



頁	第1回防災会議時点	修正案	備考
167	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第4節 避難対策の実施 第2 避難の実施 4 避難誘導 (1) 町は、消防機関、<b>県警察本部</b>、自主防災組織等の協力を得て、組織的な避難誘導に努めるほか、平時から避難経路の安全性の向上に努めることとする。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第4節 避難対策の実施 第2 避難の実施 4 避難誘導 (1) 町は、消防機関、<b>たつの警察署</b>、自主防災組織等の協力を得て、組織的な避難誘導に努めるほか、平時から避難経路の安全性の向上に努めることとする。</p>	<p>・表記の適正化</p>
175	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第5節 住宅の確保 第2款 応急仮設住宅の建設 第1 災害救助法の実施基準 2 住宅応急修理 (1) 対象者 ① 住宅が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力をもって住宅の応急修理を実施できない者(半壊及び準半壊)又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者(「大規模半壊」)に対し、そのままでは住むことができない状態にあるが、破損箇所を手を加えれば何とか日常生活を営むことができる者。 ② <u>公営住宅、会社の寮、社宅、飯場、借家以外の住宅に居住している者。</u> (2) 費用限度額及び規模 居室、炊事場及び便所等の日常生活に欠くことのできない部分の最小限度の補償費とし、<u>1世帯当たり595,000円以内による。</u> (3) 修理戸数 大規模半壊、半焼・半壊、準半壊戸数の3割以内 (4) 修理期間 災害発生の日から1ヵ月以内とする。 これによりがたい場合は知事に承認を受けて期間延長する。 (5) 特別基準 ① 修理対象戸数の限度額の引上げ 住宅事情、経済事情を十分検討したうえ申請すべきものとする。 ② 完了期間の延長 延長期間は、必要最小限で1ヵ月を超えない期間とする。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第5節 住宅の確保 第2款 応急仮設住宅の建設 第1 災害救助法の実施基準 2 住宅応急修理 (1) 対象者 住宅が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力をもって住宅の応急修理を実施できない者(半壊及び準半壊)又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者(「大規模半壊」)に対し、そのままでは住むことができない状態にあるが、破損箇所を手を加えれば何とか日常生活を営むことができる者。 (2) 費用限度額及び規模 居室、炊事場及び便所等の日常生活に欠くことのできない部分の最小限度の補償費とする。 ① <u>大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 595,000円以内</u> ② <u>半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円以内</u> (3) 修理戸数 大規模半壊、半焼・半壊、準半壊戸数の3割以内 (4) 修理期間 災害発生の日から3ヵ月以内とする。 これによりがたい場合は知事に承認を受けて期間延長する。 (5) 特別基準 ① 修理対象戸数の限度額の引上げ 住宅事情、経済事情を十分検討したうえ申請すべきものとする。 ② 完了期間の延長 延長期間は、必要最小限で1ヵ月を超えない期間とする。</p>	<p>・災害救助法の改定に伴う修正</p>
193	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施 第3款 行方不明者の捜索・遺体の安置・火葬等の実施 第7 身元確認・納棺・遺族対応 町は、<u>たつの警察署と協力して</u>以下の通り遺体の身元確認及び納棺を行う。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施 第3款 行方不明者の捜索・遺体の安置・火葬等の実施 第7 身元確認・納棺・遺族対応 町は、以下の通り遺体の身元確認及び納棺を行う。</p>	<p>・表記の適正化</p>
199～200	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第8節 生活救援対策の実施 第3款 生活救援のための弔慰金等の支給及び資金貸付 第7 身元確認・納棺・遺族対応 第5 生活福祉資金の貸付 1 実施主体</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第8節 生活救援対策の実施 第3款 生活救援のための弔慰金等の支給及び資金貸付 第7 身元確認・納棺・遺族対応 第5 生活福祉資金の貸付 1 実施主体</p>	

頁	第1回防災会議時点	修正案	備考																																																														
	<p>県社会福祉協議会</p> <p>2 実施内容 県社会福祉協議会は、災害を受けたことによる困窮から自立更生するために資金を必要とする低所得世帯に資金の貸付を行うこととする。</p> <table border="1" data-bbox="252 279 1356 598"> <thead> <tr> <th>資金の用途</th> <th>貸付限度額</th> <th>据置期間</th> <th>償還期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">生業のために必要な物品の購入など</td> <td>低所得世帯 200万円以内</td> <td rowspan="2">6カ月以内</td> <td>7年以内</td> </tr> <tr> <td>障害者世帯 460万円以内</td> <td>9年以内</td> </tr> <tr> <td>住宅の増改築、補修など</td> <td>250万円以内</td> <td>6カ月以内</td> <td>7年以内</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">負傷又は疾病の療養</td> <td>(1年以内)170万円以内</td> <td rowspan="2">6カ月以上</td> <td rowspan="2">5年以内</td> </tr> <tr> <td>(1年から1年半)230万円以内</td> </tr> <tr> <td>災害で臨時に必要となる経費</td> <td>150万円以内</td> <td>1年以内</td> <td>7年以内</td> </tr> <tr> <td>住居の移転など</td> <td>50万円以内</td> <td>6カ月以内</td> <td>3年以内</td> </tr> <tr> <td>緊急小口資金</td> <td>10万円以内</td> <td>2カ月以内</td> <td>1年以内</td> </tr> </tbody> </table>	資金の用途	貸付限度額	据置期間	償還期間	生業のために必要な物品の購入など	低所得世帯 200万円以内	6カ月以内	7年以内	障害者世帯 460万円以内	9年以内	住宅の増改築、補修など	250万円以内	6カ月以内	7年以内	負傷又は疾病の療養	(1年以内)170万円以内	6カ月以上	5年以内	(1年から1年半)230万円以内	災害で臨時に必要となる経費	150万円以内	1年以内	7年以内	住居の移転など	50万円以内	6カ月以内	3年以内	緊急小口資金	10万円以内	2カ月以内	1年以内	<p>県社会福祉協議会</p> <p>2 実施内容 県社会福祉協議会は、災害を受けたことによる困窮から自立更生するために資金を必要とする低所得世帯に資金の貸付を行うこととする。</p> <table border="1" data-bbox="1386 279 2490 598"> <thead> <tr> <th>資金の用途</th> <th>貸付限度額</th> <th>据置期間</th> <th>償還期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">生業のために必要な物品の購入など</td> <td>低所得世帯 280万円以内</td> <td rowspan="2">6カ月以内</td> <td>7年以内</td> </tr> <tr> <td>障害者世帯 460万円以内</td> <td>9年以内</td> </tr> <tr> <td>住宅の増改築、補修など</td> <td>250万円以内</td> <td>6カ月以内</td> <td>7年以内</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">負傷又は疾病の療養</td> <td>(1年以内)170万円以内</td> <td rowspan="2">6カ月以上</td> <td rowspan="2">5年以内</td> </tr> <tr> <td>(1年から1年半)230万円以内</td> </tr> <tr> <td>災害で臨時に必要となる経費</td> <td>150万円以内</td> <td>1年以内</td> <td>7年以内</td> </tr> <tr> <td>住居の移転など</td> <td>50万円以内</td> <td>6カ月以内</td> <td>3年以内</td> </tr> <tr> <td>緊急小口資金</td> <td>10万円以内</td> <td>2カ月以内</td> <td>1年以内</td> </tr> </tbody> </table>	資金の用途	貸付限度額	据置期間	償還期間	生業のために必要な物品の購入など	低所得世帯 280万円以内	6カ月以内	7年以内	障害者世帯 460万円以内	9年以内	住宅の増改築、補修など	250万円以内	6カ月以内	7年以内	負傷又は疾病の療養	(1年以内)170万円以内	6カ月以上	5年以内	(1年から1年半)230万円以内	災害で臨時に必要となる経費	150万円以内	1年以内	7年以内	住居の移転など	50万円以内	6カ月以内	3年以内	緊急小口資金	10万円以内	2カ月以内	1年以内	<p>・誤記の修正</p>
資金の用途	貸付限度額	据置期間	償還期間																																																														
生業のために必要な物品の購入など	低所得世帯 200万円以内	6カ月以内	7年以内																																																														
	障害者世帯 460万円以内		9年以内																																																														
住宅の増改築、補修など	250万円以内	6カ月以内	7年以内																																																														
負傷又は疾病の療養	(1年以内)170万円以内	6カ月以上	5年以内																																																														
	(1年から1年半)230万円以内																																																																
災害で臨時に必要となる経費	150万円以内	1年以内	7年以内																																																														
住居の移転など	50万円以内	6カ月以内	3年以内																																																														
緊急小口資金	10万円以内	2カ月以内	1年以内																																																														
資金の用途	貸付限度額	据置期間	償還期間																																																														
生業のために必要な物品の購入など	低所得世帯 280万円以内	6カ月以内	7年以内																																																														
	障害者世帯 460万円以内		9年以内																																																														
住宅の増改築、補修など	250万円以内	6カ月以内	7年以内																																																														
負傷又は疾病の療養	(1年以内)170万円以内	6カ月以上	5年以内																																																														
	(1年から1年半)230万円以内																																																																
災害で臨時に必要となる経費	150万円以内	1年以内	7年以内																																																														
住居の移転など	50万円以内	6カ月以内	3年以内																																																														
緊急小口資金	10万円以内	2カ月以内	1年以内																																																														
219～220	<p><b>第3編 災害応急対策計画</b></p> <p><b>第3章 円滑な災害応急活動の展開</b></p> <p><b>第16節 ライフラインの応急対策の実施</b></p> <p>第1款 電力の確保 [関西電力(株)相生営業所、関西電力送配電(株)]</p> <p>第1 計画の方針 災害発生に際し、電力施設の防護及び被災地に対する電力供給の確保について定める。</p> <p>第2 発生災害の対応</p> <p>1 非常災害対策本部の設置 非常災害が発生した場合は、非常災害に関わる復旧を推進するために、各支社を所管する地域ごとに非常災害対策本部を設置する。</p> <p>2 災害時における情報収集、連絡</p> <p>(1) 一般情報</p> <p>① 気象、地象情報</p> <p>② 一般被害情報</p> <p>③ 対外対応状況</p> <p>④ その他災害に関する情報（交通状況等）</p> <p>(2) 関西電力および関西電力送配電被害状況</p> <p>① 電力施設等の被害状況および復旧状況</p> <p>② 停電による主な影響状況</p> <p>③ 復旧資材、復旧要員、食料等に関する事項</p> <p>④ その他災害に関する情報</p> <p>3 対策要員</p> <p>(1) 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。</p> <p>(2) 対策組織が設置された場合は、対策要員はすみやかに所属する対策組織に出動する</p> <p>4 災害時における復旧資材の確保</p> <p>(3) 復旧資材置場等の確保 災害時において、復旧資材置場および仮設用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の被害対策本部に依頼して、この迅速な確保を図る。</p>	<p><b>第3編 災害応急対策計画</b></p> <p><b>第3章 円滑な災害応急活動の展開</b></p> <p><b>第16節 ライフラインの応急対策の実施</b></p> <p>第1款 電力の確保 [関西電力送配電(株)]</p> <p>第1 計画の方針 災害発生に際し、電力施設の防護及び被災地に対する電力供給の確保について定める。</p> <p>第2 発生災害の対応</p> <p>1 防災体制 関西電力送配電は、播磨・但馬地域内で、非常災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、非常災害に係る予防または復旧対策活動を統括するために、各支社が所管する地域ごとに非常災害対策総本部、送配電非常災害対策本部、送配電警戒本部を設置する。 また、非常事態に対処するための必要な要員を速やかに確保し、初動体制を確立する。</p> <p>2 災害時における情報収集、連絡 次の情報を迅速かつ的確に把握し、速やかに本店に報告する。本店では収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。</p> <p>(1) 一般情報</p> <p>① 気象、地象情報</p> <p>② 一般被害情報</p> <p>③ 社外対応状況</p> <p>④ その他災害に関する情報（交通状況等）</p> <p>(2) 関西電力送配電(株)被害状況</p> <p>① 電力施設等の被害状況および復旧状況</p> <p>② 停電による主な影響状況</p> <p>③ 復旧資材、復旧要員、食料等に関する事項</p> <p>④ その他災害に関する情報</p> <p>3 要員の確保</p> <p>(1) 対策組織要員の確保</p> <p>① 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策組織要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。</p> <p>② 対策組織が設置された場合は、対策組織要員はすみやかに所属する対策組織に出社する。</p> <p>(2) 復旧要員の広域運営 他電力会社、他一般送配電事業者、電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社および広域機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておく。</p> <p>4 災害時における復旧資材の確保</p> <p>(3) 復旧資材置場等の確保 災害時において、復旧資材置場および仮設用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の被害対策本部に依頼して、この迅速な確保を図る。</p>	<p>・時点修正</p> <p>・表記の適正化</p>																																																														

頁	第1回防災会議時点	修正案	備考												
	<p>5～6 (略)</p> <p>7 電力設備復旧作業 復旧計画の策定および実施にあたっては、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧することを基本とする。 なお、必要に応じ自治体と連携し、病院、交通・通信・報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設を優先する。<u>し、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧する。</u></p> <p>8～9 (略)</p> <p>10 <u>他電力会社からの融通</u> 災害が発生し、電力需給に著しい不均衡が生じ、<u>それを緩和することが必要であると認めた場合、各電力会社と締結した「全国融通電力需給契約」および隣接する各電力会社と締結した「二社融通電力需給契約」に基づき電力の緊急融通を行う。</u></p> <p>事業所の一覧</p> <table border="1" data-bbox="329 604 1184 699"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>住所</th> <th>電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相生営業所</td> <td>相生市旭1丁目12番1号</td> <td>0800(777)8083</td> </tr> </tbody> </table>	名称	住所	電話	相生営業所	相生市旭1丁目12番1号	0800(777)8083	<p>5～6 (略)</p> <p>7 電力設備復旧作業 復旧計画の策定および実施にあたっては、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧することを基本とする。 なお、必要に応じ自治体と連携し、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設の復旧を優先する。</p> <p>8～9 (略)</p> <p>10 <u>災害時における電力の融通</u> 災害の発生により、電力需給に著しい不均衡が生じ、<u>需給状況を速やかに改善する必要がある場合には、広域機関の指示等に基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。</u></p> <p>事業所の一覧</p> <table border="1" data-bbox="1501 594 2383 732"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>住所</th> <th>電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関西電力送配電(株) 兵庫支社(姫路)</td> <td>姫路市十二所前町117番地</td> <td>0800(777)3081</td> </tr> </tbody> </table>	名称	住所	電話	関西電力送配電(株) 兵庫支社(姫路)	姫路市十二所前町117番地	0800(777)3081	<p>・時点修正</p>
名称	住所	電話													
相生営業所	相生市旭1丁目12番1号	0800(777)8083													
名称	住所	電話													
関西電力送配電(株) 兵庫支社(姫路)	姫路市十二所前町117番地	0800(777)3081													
222	<p><b>第3編 災害応急対策計画</b> <b>第3章 円滑な災害応急活動の展開</b> <b>第16節 ライフラインの応急対策の実施</b> 第2款 ガスの確保 第2 都市ガスの応急対策 2 復旧作業過程 (5) 他機関との協力体制 復旧を促進するため、県、町、防災関係機関、報道機関、道路管理者、県公安委員会・<b>県警察本部</b>、埋設物管理者、地域団体等と緊密な連携をとり、各機関との協力体制のもとに災害対策を推進することとする。</p>	<p><b>第3編 災害応急対策計画</b> <b>第3章 円滑な災害応急活動の展開</b> <b>第16節 ライフラインの応急対策の実施</b> 第2款 ガスの確保 第2 都市ガスの応急対策 2 復旧作業過程 (5) 他機関との協力体制 復旧を促進するため、県、町、防災関係機関、報道機関、道路管理者、県公安委員会・<b>たつの警察署</b>、埋設物管理者、地域団体等と緊密な連携をとり、各機関との協力体制のもとに災害対策を推進することとする。</p>	<p>・表記の適正化</p>												
230	<p><b>第3編 災害応急対策計画</b> <b>第3章 円滑な災害応急活動の展開</b> <b>第17節 教育対策の実施</b> 第4 奨学等に関する措置 1 学用品等の給与 災害救助法が適用された場合、小中学校の児童生徒に対して、同法の規定に基づいて教育委員会が学校を通じて学用品を給与する。 (1) 給与する品目及び費用の限度 教材、学用品の支給は、被害の実状に応じ、次に掲げる品目の範囲内において行う。 ① 教科書(教材を含む) ② 文房具 ③ 通学用品 (2) 教材、学用品の給与のため、支出できる費用は、次の額の範囲内とする。 ① 教科書費 教科書及び教科書以外の教材で町教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 ② 文房具及び通学用品 小学校児童1人当たり 4,500円 中学校生徒1人当たり 4,800円 (3) 給与の時期 教材、学用品の給与を実施する期間は、災害発生の日から教科書(教材を含む)については、1か月以内、その他の教材、学用品については15日以内に完了しなければならない。</p>	<p><b>第3編 災害応急対策計画</b> <b>第3章 円滑な災害応急活動の展開</b> <b>第17節 教育対策の実施</b> 第4 奨学等に関する措置 1 学用品等の給与 災害救助法が適用された場合、小中学校の児童生徒に対して、同法の規定に基づいて教育委員会が学校を通じて学用品を給与する。 (1) 給与する品目及び費用の限度 教材、学用品の支給は、被害の実状に応じ、次に掲げる品目の範囲内において行う。 ① 教科書(教材を含む) ② 文房具 ③ 通学用品 (2) 教材、学用品の給与のため、支出できる費用は、次の額の範囲内とする。 ① 教科書費 教科書及び教科書以外の教材で町教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 ② 文房具及び通学用品 小学校児童1人当たり 4,500円 中学校生徒1人当たり 4,800円 <u>高等学校等生徒1人当たり 5,200円</u> (3) 給与の時期 教材、学用品の給与を実施する期間は、災害発生の日から教科書(教材を含む)については、1か月以内、その他の教材、学用品については15日以内に完了しなければならない。</p>	<p>・災害救助法の改定に伴う修正</p>												

頁	第1回防災会議時点	修正案	備考
232	<p><b>第3編 災害応急対策計画</b>  <b>第3章 円滑な災害応急活動の展開</b>  <b>第18節 警備対策の実施</b></p> <p>第1款 災害警備 [統括班、たつの警察署]  第1 活動方針  <u>災害時の陸上警備対策について定め、特に適切な警察活動を行うことを目的とするもので、警察各部門が相互に連携して、一体的な活動を展開し、</u>防災関係機関と緊密な連携を図り、総合的な防災対策を推進する。</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 災害警備体制の種類  災害警備体制は災害警備本部体制 <u>及び</u> 準災害警備本部体制とし、災害警備本部体制に <u>あつては</u>、A号、B号及びC号に区分する。  <u>警察本部長は、災害警備本部体制を発令したときは、警察本部長を長とする兵庫県警察災害警備本部を、準災害警備本部体制を発令したときは、警備部長を長とする兵庫県警察災害警備対策室を警察本部等に設置する。</u></p> <p>1 災害警備本部体制A号  (1) <u>県内</u>における震度<u>6強</u>以上の地震を観測したとき。  (2) <u>県内</u>に大津波警報の発表があったとき。</p> <p>2 災害警備本部体制B号  (1) <u>県内</u>における震度<u>6弱</u>の地震を観測したとき。  (2) <u>県内に津波警報の発表があったとき。</u>  (3) <u>県内の大雨、大雪、暴風、暴風雪及び高潮に係る特別警報の発表があったとき。</u></p> <p>3 災害警備本部体制C号  <u>県内</u>における震度<u>5強</u>の地震を観測したとき。</p> <p>4 準災害警備本部体制  (1) <u>県内</u>における<u>震度5弱又は震度4</u>の地震を観測したとき。  (2) <u>県内</u>に津波注意報の発表があったとき。  (3) <u>県内の大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪及び高潮に係る警報の発表があったとき。</u></p>	<p><b>第3編 災害応急対策計画</b>  <b>第3章 円滑な災害応急活動の展開</b>  <b>第18節 警備対策の実施</b></p> <p>第1款 災害警備 [統括班、たつの警察署]  第1 活動方針  <u>災害警備活動は、警察各部門が相互に連携して一体的な活動を展開するとともに、県・市町等の行政機関、消防機関及び自衛隊等の防災関係機関と緊密な連携を図り、総合的な災害対策を推進し、町民の生命及び身体の保護を第一とした活動を行うこととする。</u></p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 災害警備体制の種類及び設置  <u>たつの警察署の</u>災害警備体制は、<u>災害警備本部体制、準災害警備本部体制及び災害警備支援体制</u>とし、災害警備本部体制に <u>ついては</u>、A号、B号及びC号に区分する。  <u>署長は、災害警備本部体制が発令されたとき、又は自ら災害警備本部体制をとったときは署長を長とする警察署災害警備本部を、準災害警備本部体制が発令されたとき、又は自ら準災害警備本部体制をとったときは署長を長とする警察署災害警備対策室を、災害警備支援体制が発令されたときは署長を長とする支援対策室を警察署に設置するものとする。</u></p> <p>1 災害警備本部体制A号  (1) <u>自署の管轄区域内(以下「管内」という。)</u>における震度<u>6弱</u>以上の地震を観測したとき。  (2) <u>管内に大雨、大雪、暴風、暴風雪及び高潮に係る特別警報の発表があったとき。</u>  (3) <u>管内に大津波警報又は津波警報の発表があったとき。</u></p> <p>2 災害警備本部体制B号  <u>管内</u>における震度<u>5強</u>の地震を観測したとき。</p> <p>3 災害警備本部体制C号  <u>管内</u>における震度<u>5弱</u>の地震を観測したとき。</p> <p>4 準災害警備本部体制  (1) <u>管内</u>における震度4の地震を観測したとき。  (2) <u>管内に大雨、大雪、暴風、暴風雪、洪水</u>及び高潮に係る警報の発表があったとき。  (3) <u>管内に津波注意報の発表があったとき。</u></p> <p>5 <u>災害警備支援体制</u>  (1) <u>県内(管内を除く。)</u>における震度5強以上の地震を観測したとき。  (2) <u>県内(管内を除く。)</u>に大津波警報又は津波警報の発表があったとき。</p>	<p>・ 県 R3.9 修正の反映</p> <p>・ 表記の適正化</p>
233	<p><b>第3編 災害応急対策計画</b>  <b>第3章 円滑な災害応急活動の展開</b>  <b>第18節 警備対策の実施</b></p> <p>第1款 災害警備 [統括班、たつの警察署]  <u>第5 たつの警察署災害警備本部及び災害警備連絡本部の設置</u>  <u>たつの警察署長は、前号の災害警備本部体制が発令されたとき、又は自らその体制をとったときは、署長を長とする警察署災害警備対策室を、災害警備支援体制が発令されたときは署長を長とする支援対策室を警察署に設置する。</u></p>	削除	<p>・ 重複のため削除</p>
240	<p><b>第3編 災害応急対策計画</b>  <b>第4章 その他の災害の応急対策の推進</b>  <b>第2節 危険物等の事故の応急対策の推進</b></p>	<p><b>第3編 災害応急対策計画</b>  <b>第4章 その他の災害の応急対策の推進</b>  <b>第2節 危険物等の事故の応急対策の推進</b></p>	

頁	第1回防災会議時点	修正案	備考
	<p>第5款 原子力災害等の応急対策の実施 第2 応急活動 7 交通の確保対策の実施 (2) 陸上交通の確保 ②警察の対応 <u>県警察本部</u>は、優先的な避難路及び緊急交通路の確保、被害拡大防止を図るため、災害対策基本法又は道路交通法に基づく交通規制を実施することとする。 <u>県警察本部</u>は、交通の混乱防止と避難路及び緊急交通路を確保するため、関係機関と緊密に連携して、被災地周辺を含めた広域的な交通規制を実施することとする。</p>	<p>第5款 原子力災害等の応急対策の実施 第2 応急活動 7 交通の確保対策の実施 (2) 陸上交通の確保 ②警察の対応 <u>たつの警察署</u>は、優先的な避難路及び緊急交通路の確保、被害拡大防止を図るため、災害対策基本法又は道路交通法に基づく交通規制を実施することとする。 <u>たつの警察署</u>は、交通の混乱防止と避難路及び緊急交通路を確保するため、関係機関と緊密に連携して、被災地周辺を含めた広域的な交通規制を実施することとする。</p>	<p>・表記の適正化</p>
252	<p><b>第3編 災害応急対策計画</b> <b>第4章 その他の災害の応急対策の推進</b> <b>第2節 危険物等の事故の応急対策の推進</b> 第5款 原子力災害等の応急対策の実施 第2 応急活動 11 消火・救急救助活動の実施 (1) 通報受信時の措置 ①<u>県警察</u>の措置 放射性物質輸送車両の事故、放射性物質取扱施設における事故等を覚知したときは、通常の事故対応における情報収集活動に加え、事業者等に放射性物質の漏えい、放射線の放出並びにそのおそれの有無を確認することとする。  (略)  (2) 現場での対応 ①<u>県警察</u>の措置 現場の事業者から情報を入手し、隊員の安全を確保しつつ、事業者等と協力して現場周辺の立入禁止措置、交通整理等を実施することとする。</p>	<p><b>第3編 災害応急対策計画</b> <b>第4章 その他の災害の応急対策の推進</b> <b>第2節 危険物等の事故の応急対策の推進</b> 第5款 原子力災害等の応急対策の実施 第2 応急活動 11 消火・救急救助活動の実施 (1) 通報受信時の措置 ①<u>たつの警察署</u>の措置 放射性物質輸送車両の事故、放射性物質取扱施設における事故等を覚知したときは、通常の事故対応における情報収集活動に加え、事業者等に放射性物質の漏えい、放射線の放出並びにそのおそれの有無を確認することとする。  (略)  (2) 現場での対応 ①<u>たつの警察署</u>の措置 現場の事業者から情報を入手し、隊員の安全を確保しつつ、事業者等と協力して現場周辺の立入禁止措置、交通整理等を実施することとする。</p>	<p>・表記の適正化</p>
253	<p><b>第3編 災害応急対策計画</b> <b>第4章 その他の災害の応急対策の推進</b> <b>第2節 危険物等の事故の応急対策の推進</b> 第5款 原子力災害等の応急対策の実施 第2 応急活動 12 放射性物質の不法廃棄等への対応 放射性物質の不法廃棄等管理下でない放射性物質の発見、犯罪行為による放射性物質の飛散等への対応について定める。 (1) 管理下でない放射性物質の発見 県は、管理下でない放射性物質の存在を覚知したときは、原子力規制委員会に連絡し、対応を協議することとする。 <u>警察</u>、町・西はりま消防組合は、放射性物質を発見した旨の通報を受けたときは、県、原子力規制委員会に連絡するとともに、必要に応じて放射線量の測定、周囲の立入禁止等の措置をとることとする。 (2) テロ等犯罪行為による放射性物質の飛散 放射性物質の故意のばらまき、爆発による飛散等、犯罪行為による放射能汚染が発生し、あるいは発生するおそれがあるときは、<u>警察</u>は、周囲を立入禁止にするなど、被害拡大防止を図ることとする。</p>	<p><b>第3編 災害応急対策計画</b> <b>第4章 その他の災害の応急対策の推進</b> <b>第2節 危険物等の事故の応急対策の推進</b> 第5款 原子力災害等の応急対策の実施 第2 応急活動 12 放射性物質の不法廃棄等への対応 放射性物質の不法廃棄等管理下でない放射性物質の発見、犯罪行為による放射性物質の飛散等への対応について定める。 (1) 管理下でない放射性物質の発見 県は、管理下でない放射性物質の存在を覚知したときは、原子力規制委員会に連絡し、対応を協議することとする。 <u>たつの警察署</u>、町・西はりま消防組合は、放射性物質を発見した旨の通報を受けたときは、県、原子力規制委員会に連絡するとともに、必要に応じて放射線量の測定、周囲の立入禁止等の措置をとることとする。 (2) テロ等犯罪行為による放射性物質の飛散 放射性物質の故意のばらまき、爆発による飛散等、犯罪行為による放射能汚染が発生し、あるいは発生するおそれがあるときは、<u>たつの警察署</u>は、周囲を立入禁止にするなど、被害拡大防止を図ることとする。</p>	<p>・表記の適正化</p>